

学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針

青森県立北斗高等学校通信制の課程

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「一定の人間関係にあるものから、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、以下のような観点が考えられる。

- ◎ 反復性 : 相手が嫌がることを何度も繰り返し行っている
- ◎ 同一集団内 : その行為が、いつも、特定の同一集団内で起こっている
- ◎ 立場が対等ではない : 行為者に明らかな優位性があり、優劣関係がある
- ◎ 故意である : 嫌がっていることをわかった上で行っている
- ◎ 傍観者がいる : 1対1ではなく、周りに傍観者がいる

行為者にそのつもりがなくても、行為を受けた者が「精神的にショックを受けた」と言えば、それは「いじめ」と捉えることができる。

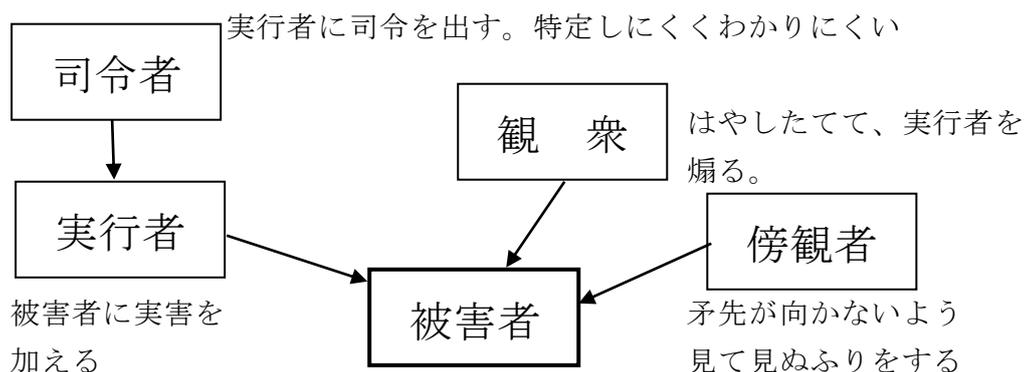
また、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を十分に考慮し、生徒の被害性に着目して、いじめに該当するかを十分に調査し、対応に当たる。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造



いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心：自分にはないものを持っている相手をねたみ、引きずり下ろそうとする
- ・支配欲：自分より下位だと思っている相手を思いどおりに支配しようとする
- ・愉快犯：人が困ったり悲しんだりしている様子を見て楽しんでいる
- ・同調性：力や権力など強いものに追従し、数の多い側に入っていたい
- ・嫌悪感：相手の言動や存在すら嫌になって、感覚的に自分から遠ざけたい
- ・反発・報復：相手の言動に対して反発・報復したい
- ・欲求不満：自分にかかった災禍を相手に危害を加えることで、うさを晴らしたい

いずれの場合も、始めは小さな動機でも、その感覚が忘れられずにエスカレートしていく傾向も少なくない。また、共感者の存在や複数の動機が大きなウェートを占める。

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

◇物理的な被害を与える行為

金品を取り上げる、暴力、衣服を脱がす、ぶつかる、小突く 等

◇心理的な被害を与える行為

悪口、あざける、落書き、物壊し、無視などの仲間外れ、陰口、避ける、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、嫌がらせ、使い走り 等

3 いじめ防止のための日常の指導体制（いじめ防止委員会・未然防止・早期発見）

(1) いじめ防止委員会

○ 構成員

校 内 ： 教頭、生徒指導主事、教務主任、年次主任、（養護教員）

校 外 ： 学校評議員等

○ 内 容

- ・学校いじめ防止基本方針作成と見直し（生徒指導主事→委員会）
- ・年間指導計画の作成（生徒指導主事→委員会）
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断（担任→年次主任→生徒指導主事→委員会）
- ・要配慮生徒への支援方針（委員会→養護教員）

(2) いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

① 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

② 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

③ 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施(5月、11月)

④ 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

⑤ 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

⑥ 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

⑦ 学校ホームページへの「いじめ防止基本方針」掲載

(3)いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

① 情報収集

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

★ 教員の観察による気づき

◎いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登 校 時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放 課 後 等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。

	一人で部活動の準備、片付けをしている。
--	---------------------

◎いじている生徒のサイン

いじている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン	
教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。	
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。	
教員が近づくと、不自然に分散したりする。	
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。	

◎教室・家庭でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
嫌なあだ名が聞こえる。	
何か起こると特定の生徒の名前が出る。	
筆記用具等の貸し借りが多い。	
壁等にいたずら、落書きがある。	
机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

★ 養護教員からの情報

- ・体調不良等の理由で保健室に行った生徒からの直接の相談や他生徒の間接的な情報

★ 相談・訴え

- ・生徒からの直接の相談
- ・生徒の保護者からの相談
- ・現場を目撃した地域住民からの情報等

★ アンケートの実施（回収したアンケート用紙はすべて3年間保存）

- ・定期的調査・・・5月 6月 7月 10月 11月 12月（年6回）
〈定期の発送日に郵送し、無記名で回収〉
- ・緊急調査・・・アンケートの回答結果により、いじめ事案のおそれがある場合、緊急に実施
〈予め氏名印を押して郵送・回収〉

※ 回収した回答用紙は「なし」であっても当該生徒が卒業するまでは保存する

★ 面談の定期開催

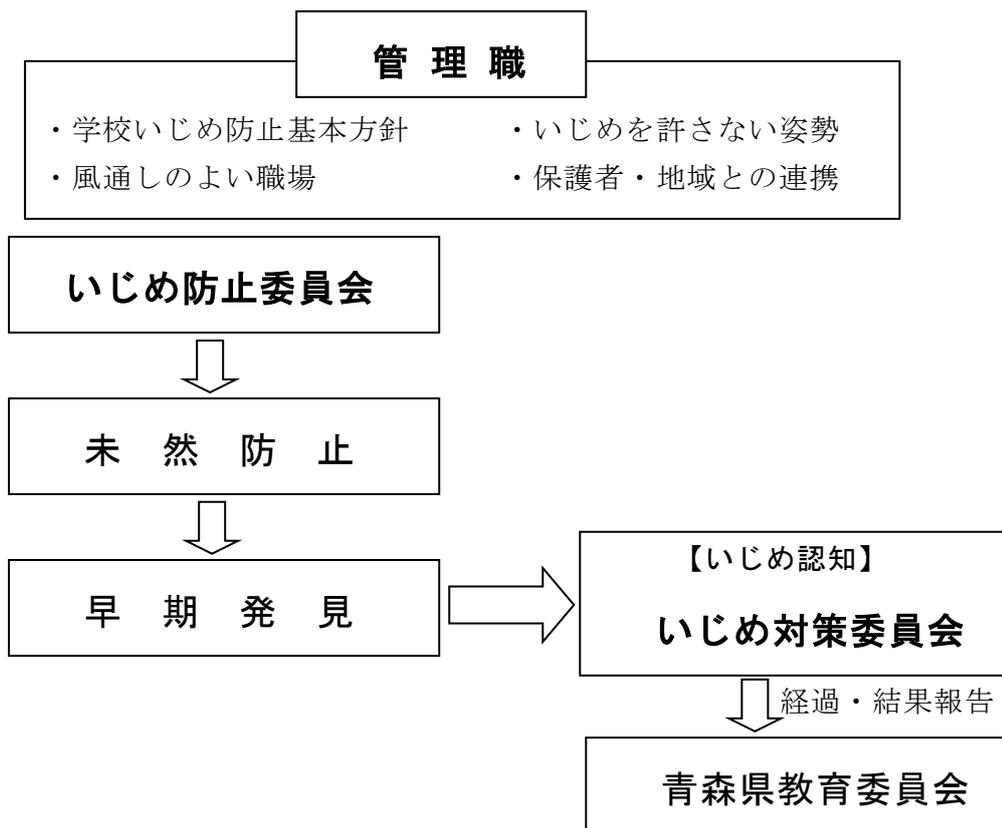
- ・生徒・・・5月～6月に全員に対して実施
- ・保護者・・・11月～12月に三者面談か二者面談実施（成年者に対しては実施しない）

②相談体制の確立

- ・相談窓口の設置・周知

③情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ



4 緊急時の組織的対応（いじめ対策委員会）

(1) いじめ対策委員会

○構成員

- 校 内 ： 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、年次主任、関係職員、その他
 校 外 ： いじめ防止専門員、学校評議員

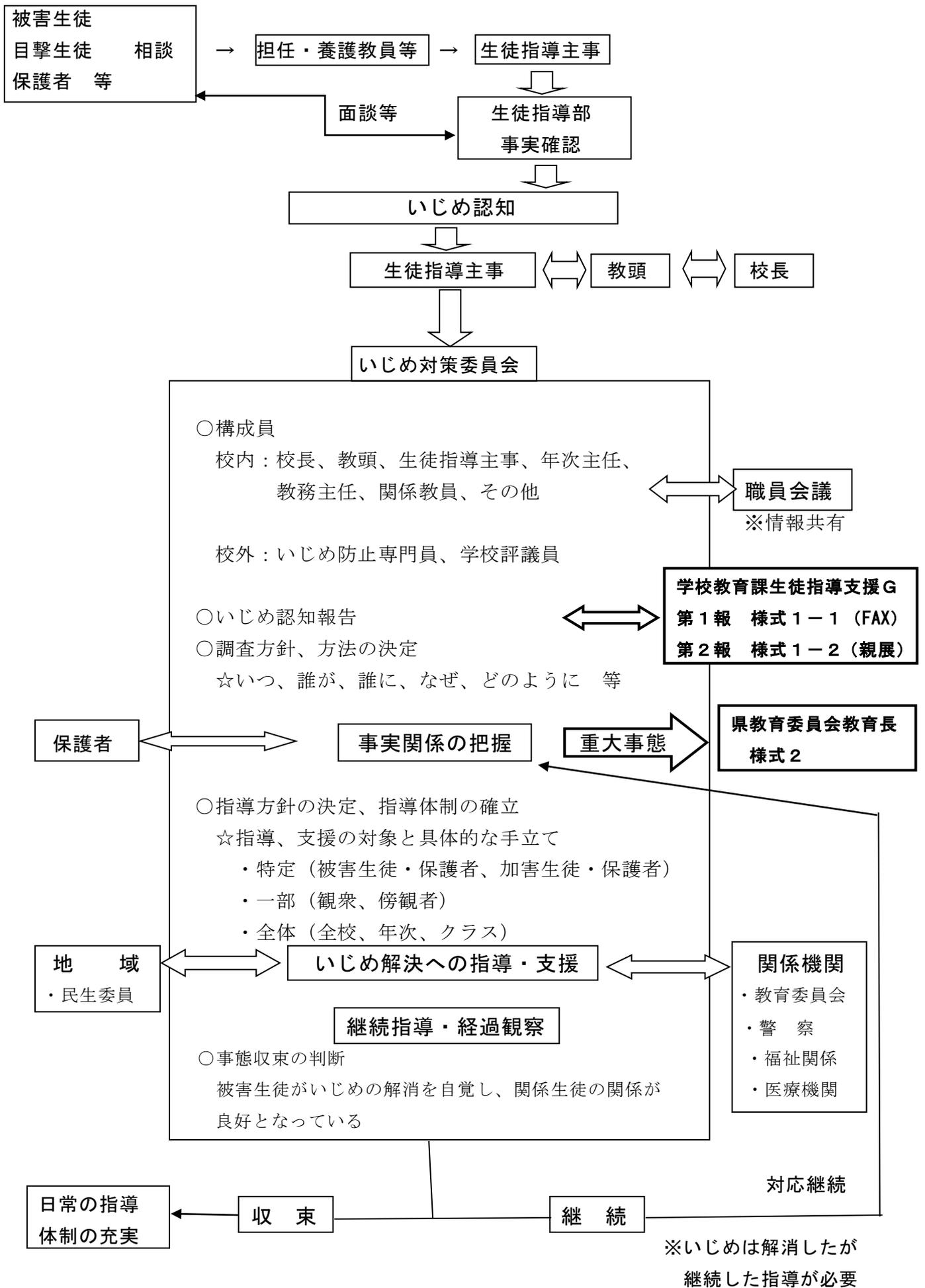
○いじめ報告

- ・様式1号-1（法第23条）いじめ防止対策推進法に基づく報告（送信票）
 いじめ認知後、**至急** 学校教育課 生徒指導支援グループ にFAX送信
 FAX 017-734-8270

○いじめの事実の有無の確認と報告

いじめの疑いがあった場合は、次の様式により報告する

- ・様式1号-1（法第23条）「いじめ防止対策推進法に基づく報告（送信表）」
 いじめ認知後、速やかに 学校教育課生徒指導支援グループにFAX送信
- ・様式1号-2（法第23条）「いじめ防止対策推進法に基づく報告」・
事実関係確認後、学校教育課長宛（親展文書）
- ・様式1号-2（法第23条）「いじめ防止対策推進法に基づく報告」
 いじめの事実があったと報告したすべての件について、報告年月日の3～4ヶ月後を目安に、「様式1号-2」に「7 いじめの解消についての報告」を記入の上、学校教育課長あて親展文書で再提出



5 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に関き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

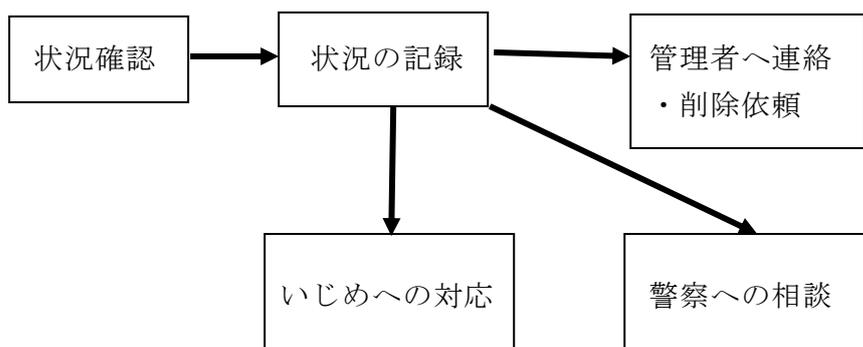
③ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を新たに発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・出席が平常の出席状況でなくなった場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

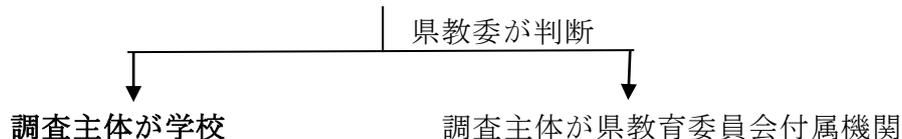
生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったと申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校で重大事態が発生したと判断した場合、次の様式により報告する。

○様式2号（法第30条関係）「いじめによる重大事態発生に関する報告」

いじめによる重大事態が発生したと判断した場合は、事案の関係生徒や概況等について、速やかに**県教育委員会教育長あて親展文書**で報告



事実関係を明確にするための調査

○様式3号（法第30条関係）「いじめによる重大事態に関する調査報告」

県教育委員会教育長あて親展文書

(3) 報道について

いじめにより、生徒の生死に係る重大事態が発生し、報道の必要性が生じた場合には、必ず**保護者の同意**を得てから対処する。その場合、報道機関と接触する者は、管理職に限り、学校内で行う。管理職以外の教職員が学校内外でのインタビュー等に答えることはない。また、他生徒にも、その旨を周知徹底することが望ましい。

8 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいる

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月が目安）継続している。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

9 評 価

青森県いじめ防止基本方針3－（1）－②－vにより実施状況を学校評価項目に位置づける。

(1) 校 内

- ・自己評価
- ・教職員アンケート（1月実施）

(2) 校 外

- ・生徒、保護者対象「学校評価アンケート」（12月実施）
- ・学校評議員会（1月）

(3) 評価項目例

① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されているか
- ・相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されているか
- ・年間を通して、いじめ防止の組織が実施されているか

② 早期発見・事案対処の手立て

- ・定期的または必要に応じてアンケートを実施しているか
- ・個人面談や保護者面談を実施しているか
- ・いじめ事案の対処が適切に行われているか

③ 教員の資質向上

- ・いじめに関する校内研修を複数回実施しているか

(4) 評価と改善

評価により、本校「学校いじめ防止基本方針」に改善の必要が生じたときには、直ちに、いじめ防止委員会で改善案を検討し、職員会議で周知徹底する。また、保護者に対しても、ホームページや「生徒部だより」等を通じて連絡する。